

離島振興法

(昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(指定)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(離島振興基本方針)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする。

2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の意義及び方向に関する事項

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

四 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 医療の確保等に関する基本的な事項

六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

七 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

八 観光の開発に関する基本的な事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項

十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項

- 3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。

(離島振興計画)

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。

- 2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 離島の振興の基本的方針に関する事項
 - 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項
 - 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
 - 四 生活環境の整備に関する事項
 - 五 医療の確保等に関する事項
 - 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 - 七 教育及び文化の振興に関する事項
 - 八 観光の開発に関する事項
 - 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
 - 十 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項
- 3 離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第一項又は第十条第四項に基づく国土総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。
- 4 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、離島振興計画の案を作成し、及び提出することができる。
- 5 前項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 6 都道府県は、離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。
- 7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により離島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該

離島振興計画についてその意見を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に申し出ることができる。

- 8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 離島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(経費の計上)

第六条 国は、離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第七条 離島振興計画に基づく事業のうち別表に掲げるものに要する費用について国が負担し又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

- 2 前項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減することができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。
- 3 国は、第一項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- 4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。
- 5 国は、政令の定めるところにより、離島振興計画に基づき次に掲げる事業を行う地方公共団体に対し、その事業に要する費用の十分の五・五を補助する。
 - 一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若し

くは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。

6 国は、離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

7 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第一項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

（地方債についての配慮）

第八条 地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保等）

第九条 国及び地方公共団体は、離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

（医療の確保等）

第十条 都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦による保健指導等の活動

五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。以下同じ。）の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（以下「医師等」という。）の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担

する。

- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
- 6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が離島振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

（交通の確保）

第十二条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（農林水産業の振興）

第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（教育の充実）

第十五条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（地域文化の振興）

第十六条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努める

とともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の離島に対する理解と関心を深めるとともに、離島振興対策実施地域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等における配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は都道府県は、離島振興対策実施地域における農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)その他の法律の規定の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人が行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第二十一条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(政令への委任)

第二十二條 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、平成二十五年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七条第五項の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第五項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七条第五項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 7 地方公共団体が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表（第七条関係）

(一) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する費用について

港湾の区分	重要港湾				避難港				地方港湾	
事業の区分	水域施設又は外郭施設の建設又は改良(重要な工事に限る。)		係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良		水域施設又は外郭施設の建設又は改良		係留施設の建設又は改良		水域施設又は外郭施設の建設又は改良	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良
事業主体	港湾管理者	国	港湾管理者	国	港湾管理者	国	港湾管理者	国	港湾管理者(北海道にあつては、港湾管理者又は国)	
国庫の負担割合又は補助割合	十分の八	十分の八・五	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものにあつては、三分の二)	三分の二	十分の八	十分の八・五	十分の六	三分の二	十分の八(国が行う工事に係るものにあつては、十分の八・五)	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの並びに国が行う工事に係るものにあつては、三分の二)

(二) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十条第二項及び第三項に規定する費用について

漁港の区分	第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港				第四種漁港			
事業の区分	外郭施設又は水域施設の修築		係留施設の修築		外郭施設又は水域施設の修築		係留施設の修築	
事業主体	地方公共団体	水産業協同組合	地方公共団体	水産業協同組合	地方公共団体	水産業協同組合	地方公共団体	水産業協同組合
国庫の負担割合又は補助割合	百分の八十	百分の九十五	百分の六十	百分の七十五	百分の八十五	百分の九十五	三分の二	百分の八十

(三) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五十六条に規定する費用について

道路の区分	国土交通大臣の指定する主要な都道府県道又は市道及び資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に整備する必要のある道路	
事業の区分	新設及び改築	
	イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの	ロ イ以外のもの
事業主体	道路管理者	
国庫の補助割合	三分の二	十分の五・五 (政令で定める道路の新設及び改築に係るものにあつては、十分の六)

(四) 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第六条第一項、第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項に規定する費用について

空港の区分	第二種空港 三種空港
事業の区分	滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備
事業主体	国又は地方公共団体
国庫の負担割合又は補助割合	百分の八十

(五) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十二年法律第八十一号)第三条第一項に規定する経費について

学校の区分	公立の小学校 公立の中学校 (次項に掲げる 中学校を除く。)	公立の中学校 (学校教育法 (昭和三十二年 法律第二十六 号)第五十一条 の十の規定に より高等学校に おける教育と一 貫した教育を施 すものに限 る。)	公立の中等教 育学校	公立の盲学校 公立の聾学校	公立の義務教 育諸学校
事業の区分	教室の不足を 解消するため の校舎の新築 又は増築(買収 その他これに準 ずる方法による 取得を含む。以 下同じ。) 屋内運動場の 新築又は増築 適正な規模に するため統合し ようとすること に伴つて必要と なり、又は統合 したことに伴つ て必要となつた 校舎の新築又は 増築	建物の新築又 は増築	前期課程の建 物の新築又は 増築	小学部及び中 学部建物の 新築又は増築	構造上危険な 状態にある建 物の改築(買収 その他これに準 ずる方法による 取得を含む。)
事業主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
国庫の負担割合	十分の五・五	十分の五・五	十分の五・五	十分の五・五	十分の五・五

(六) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十条第九号及び第五十一条第五号に規定する費用について

児童福祉施設の区分	保育所
事業の区分	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備
事業主体	地方公共団体
国庫の負担割合	二分の一から十分の五・五ま

(七) 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第二条に規定する費用について

消防施設の区分	消防の用に供する機械器具及び設備
事業の区分	購入又は設置
事業主体	市町村
国庫の補助割合	十分の五・五